

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第1章 新旧対照表  
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 （第1章）

変更箇所	新	旧	備考
p 1 第1章 第1節 2 計画の性質 (4)	<p>(4) この計画に基づく施策推進に当たっては、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組を推進する。</p>  	(追加)	・ 県地域防災計画の修正
p 3 7 計画の用語 (12) (13)	<p>(12) 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>	<p>(追加)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>	・ 県地域防災計画の修正
p 4 第2節 2 実施責任 (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の	<p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>災害時</u></p>	<p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>災害発生時</u></p>	・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第1章）

御嵩町地域防災計画  
 新旧対照表（案）  
 第1章

変更箇所	新	旧	備考										
管理者	には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。	には防災活動を実施する。また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。											
p 5 (6) 住民	(6) 住民 大規模災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。	(6) 住民 大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。	・ 県地域防災計画の修正										
p 9 第3節 7 指定公共機関及び指定地方公共機関	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>機関の名称</td></tr> <tr><td><u>ソフトバンク株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>楽天モバイル株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>中部電力株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>中部電力パワーグリッド株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>中部電力ミライズ株式会社</u></td></tr> </table>	機関の名称	<u>ソフトバンク株式会社</u>	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>中部電力株式会社</u>	<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>中部電力ミライズ株式会社</u>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>機関の名称</td></tr> <tr><td><u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>中部電力株式会社</u></td></tr> <tr><td><u>加茂営業所</u></td></tr> </table>	機関の名称	<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	<u>中部電力株式会社</u>	<u>加茂営業所</u>	・ 県地域防災計画の修正
機関の名称													
<u>ソフトバンク株式会社</u>													
<u>楽天モバイル株式会社</u>													
<u>中部電力株式会社</u>													
<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>													
<u>中部電力ミライズ株式会社</u>													
機関の名称													
<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>													
<u>中部電力株式会社</u>													
<u>加茂営業所</u>													

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 （第 1 章）

御嵩町地域防災計画  
新旧対照表（案）  
第 1 章

変更箇所	新	旧	備考
p 1 1 第 4 節 1 住民の責務	1 住民の責務 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、 <u>災害時</u> には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。	1 住民の責務 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、 <u>災害の発生時</u> には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。	・ 県地域防災計画の修正
p 1 3 第 5 節 2 社会的条件 (2) 土地利用	(2) 土地利用 <u>(削る。)</u>  町の市街地は、用途地域が指定されている既成市街地と、東海環状自動車道の可児御嵩 I C の開設及び国道 21 号バイパスの整備に伴い、周辺の宅地化が進み、発展途中にある新市街地により構成される。既成市街地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備は行われておらず、市街地の安全性と利便性の向上が必要とされている。	(2) 土地利用 <u>近年の動向をみると、宅地や工場用地が増大している。</u>  町の市街地は、用途地域が指定されている既成市街地と、東海環状自動車道の可児御嵩 I C の開設及び国道 21 号バイパスの整備に伴い、周辺の宅地化が進み、発展途中にある新市街地により構成される。既成市街地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備は行われておらず、市街地の安全性と利便性の向上が必要とされている。	・ 文言の整理
p 1 4 (4) 交通 都市計画道路の整備状況の表  イ 鉄道・バス	別紙 1 参照  イ 鉄道・バス	別紙 1 参照  イ 鉄道・バス	・ 実情に合わせて修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第1章）

御嵩町地域防災計画  
 新旧対照表（案）  
 第1章

変更箇所	新	旧	備考								
	<p>町と名古屋圏を鉄路で結ぶ名鉄広見線が町の中央部までを走り、町内には顔戸、御嵩口、御嵩の3駅が配置されている。同路線は通勤・通学のための重要な交通手段であるが、利用者は大きく減少している。名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の乗降者数は、平成9年度に約207万人あったのが令和4年度には約77万人となっている。</p>	<p>町と名古屋圏を鉄路で結ぶ名鉄広見線が町の中央部までを走り、町内には顔戸、御嵩口、御嵩の3駅が配置されている。同路線は通勤・通学のための重要な交通手段であるが、利用者は大きく減少している。名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の乗降者数は、平成9年度に約207万人あったのが平成24年度には約95万人となっている。</p>									
<p>p 19                      第6節                      3 分担任務の表</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="651 655 775 823">企画班 (企画課長)</td> <td data-bbox="775 655 1088 823"> <p>(削る。)</p> <p>9 他班の応援に関する<u>こと。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 839 775 1007">総務班 (総務防災課長)</td> <td data-bbox="775 839 1088 1007"> <p>2 1 電算機器情報の保 全に関する<u>こと。</u></p> <p>2 2 他班の応援に関する<u>こと。</u></p> </td> </tr> </table>	企画班 (企画課長)	<p>(削る。)</p> <p>9 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>	総務班 (総務防災課長)	<p>2 1 電算機器情報の保 全に関する<u>こと。</u></p> <p>2 2 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1111 655 1234 823">企画班 (企画課長)</td> <td data-bbox="1234 655 1547 823"> <p>9 電算機器情報の保全 に関する<u>こと。</u></p> <p>1 0 他班の応援に関する<u>こと。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 839 1234 1007">総務班 (総務防災課長)</td> <td data-bbox="1234 839 1547 1007"> <p>(追加)</p> <p>2 1 他班の応援に関する<u>こと。</u></p> </td> </tr> </table>	企画班 (企画課長)	<p>9 電算機器情報の保全 に関する<u>こと。</u></p> <p>1 0 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>	総務班 (総務防災課長)	<p>(追加)</p> <p>2 1 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>	<p>・実情に合わせて修正</p>
企画班 (企画課長)	<p>(削る。)</p> <p>9 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>										
総務班 (総務防災課長)	<p>2 1 電算機器情報の保 全に関する<u>こと。</u></p> <p>2 2 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>										
企画班 (企画課長)	<p>9 電算機器情報の保全 に関する<u>こと。</u></p> <p>1 0 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>										
総務班 (総務防災課長)	<p>(追加)</p> <p>2 1 他班の応援に関する<u>こと。</u></p>										

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第2章 新旧対照表  
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 23                      第2章 第1節 第1項                      2 推進体制                      (1) 町民運動の推進</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p>	<p>(1) 「<u>災害から命を守る岐阜県民運動</u>」の推進                      町及び県は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても住民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標に基づき、「<u>災害から命を守る岐阜県民運動</u>」として全世代に向け展開していく。</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備                      平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、<u>災害時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>災害時の連絡先、要請手続き等の確認</u>を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。                      また、町、県等の防災関係機関は、他</p>	<p>(1) <u>町民運動の推進</u></p> <p>町及び県は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても住民の命を守るための<u>行動と投資を息長く行う住民運動の展開に務める。</u></p> <p>また、その推進に当たっては、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、<u>関係機関等の連携の強化を図ることに務める。</u></p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備                      平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、<u>災害発生時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続き等の確認</u>を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。                      (追加)</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<u>避難者の運送等</u>）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p>	<p>また____、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送_____等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p>	
<p>p 2 4                      (5) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p>	<p>(5) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>町及び県は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p>	<p>(5) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>町及び県は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ_____、避難所における避難者の過密抑制など_____感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>(6) <u>デジタル技術を活用した防災対策の推進</u>  <u>町、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</u></p>	<p>(追加)</p>	
<p>p 2 5                      第2項                      7 災害対策本部の施設</p>	<p>7 災害対策本部の施設                      また、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギー</u>システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう、燃料の備蓄等に努める。</p>	<p>7 災害対策本部の施設                      また、保有する施設、設備について、<u>代替エネルギー</u>システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう、燃料の備蓄等に努める。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 6                      8 迅速な参集体制の整備</p>	<p>8 迅速な参集体制の整備                      町等は、<u>災害時</u>に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、<u>災害時</u>の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。</p>	<p>8 迅速な参集体制の整備                      町等は、<u>災害発生時</u>に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、<u>災害発生時</u>の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>9 防災拠点施設の整備                      (1) 町広域防災拠点施設の指定</p>	<p>9 防災拠点施設の整備                      (1) 町広域防災拠点施設の指定                      町は、<u>大規模災害時</u>に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災活動拠点施設の指定を行うものとする。</p> <p>(2) <u>その他、防災に資する公共施設の整備</u>                      町及び県は、<u>避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。</u>                      また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p>	<p>9 防災拠点施設の整備                      (1) 町広域防災拠点施設の指定                      町は、<u>大規模災害発生時</u>に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災活動拠点施設の指定を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
<p>p 27                      第3項 災害に強いまちづくり</p>	<p><u>第3項 災害に強いまちづくり</u>                      町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</u></p> <p><u>また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。</u></p> <p><u>町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p>		

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
第2節 第1項 1 方針  2 総合防災における教養普及 (2) 広報すべき内容 エ 災害時の心得	1 方針 また、町及び県は、 <u>住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</u>  2 総合防災における教養普及 (2) 広報すべき内容 エ 災害時の心得 <u>(ウ) 正常性バイアスを克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> (エ) (略) (オ) (略) <u>(カ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u>	1 方針 また、町及び県は、_____防 _____防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに_____ _____、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。  2 総合防災における教養普及 (2) 広報すべき内容 エ 災害時の心得 (追加)  (ウ) (略) (エ) (略) (追加)	・県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>(キ) <u>家屋が被災した際の片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活再建に資する行動</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	
<p>p 29 9 防災知識の学校教育</p>	<p>町は県と協力して、学校における<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進</u>に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。</p>	<p>町は県と協力して、学校における<u>体系的な</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実<u>に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 31 第2項 1 方針</p>	<p>1 方針 <u>災害時</u>において、町計画、県計画等に定める災害応急対策を迅速かつ<u>確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとする</u>とともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。</p>	<p>1 方針 <u>災害発生時</u>において、町計画、県計画等に定める災害応急対策を迅速かつ<u>確に実施するため、平常時から</u>防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
3 訓練方法 (2) 住民の防災意識の高揚	(2) 住民の防災意識の高揚 住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機(自然災害、事故等)に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。	(2) 住民の防災意識の高揚 住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機(自然災害、事故等)に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。	
p 32 (4) 感染症対策への配慮	(4) <u>感染症対策への配慮</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。</u>	(追加)	・ 県地域防災計画の修正
4 水防等の訓練  (3) 方法	4 水防等の訓練 <u>(削る。)</u>  (3) 方法 実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に</u>	4 水防等の訓練 <u>なお、水防に関する具体的な訓練計画は、別に定める「岐阜県水防計画」による。</u>  (3) 方法 実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。 <u>(追加)</u>	・ 文言の整理 ・ 水防法及び土砂災害防止法の改正 ・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
6 避難等救助訓練	<p><u>位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告するものとする。また、作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告するものとする。</u></p> <p>6 避難等救助訓練</p> <p>また、社会福祉施設における訓練は、<u>災害時</u>の指定避難所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。</p>	<p>6 避難等救助訓練</p> <p>また、社会福祉施設における訓練は、<u>災害が発生したときの</u>指定避難所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 3 3                      1 0 訓練の検証</p>	<p>1 0 訓練の継承                      町等は、職員の安全確保を図りつつ、                      効率的な救助・救急活動を行うため、「<u>顔                      の見える関係</u>」を構築し信頼感を醸成す  <u>るよう努め</u>、相互の連携体制の強化を図                      るとともに、職員の教育訓練を行い、救                      助・救急機能の強化を図り、訓練成果を                      取りまとめ、訓練での課題等を整理し、                      必要に応じて改善措置を講じるととも                      に、次回の訓練に反映させるよう努める。</p>	<p>1 0 訓練の継承                      町等は、職員の安全確保を図りつつ、                      効率的な救助・救急活動を行うため____                      _____、相互の連携体制の強化を図                      るとともに、職員の教育訓練を行い、救                      助・救急機能の強化を図り、訓練成果を                      取りまとめ、訓練での課題等を整理し、                      必要に応じて改善措置を講じるととも                      に、次回の訓練に反映させるよう努める。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 3 4                      第3節 第1項                      1 方針</p> <p>2 砂防事業</p>	<p>1 方針                      荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等                      による土石流、土砂流出、同じく急傾斜                      地の崩壊、地すべり等による災害から人                      命や財産を守るため、土砂災害が発生し                      た箇所や土砂災害の危険性が極めて高い                      箇所の対策をはじめ、<u>要配慮者利用施設</u>                      が立地する箇所、指定緊急避難場所及び                      指定避難所や避難路が立地する箇所での                      対策を重点的に実施する。</p> <p>2 砂防事業</p>	<p>1 方針                      荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等                      による土石流、土砂流出、同じく急傾斜                      地の崩壊、地すべり等による災害から人                      命や財産を守るため、土砂災害が発生し                      た箇所や土砂災害の危険性が極めて高い                      箇所の対策をはじめ、<u>要配慮者関連施設</u>                      が立地する箇所、指定緊急避難場所及び                      指定避難所や避難路が立地する箇所での                      対策を重点的に実施する。</p> <p>2 砂防事業</p>	<p>・ 文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表 (案)  
 一般対策編 (第2章)

変更箇所	新	旧	備考
	<p>県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床や溪岸の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流_____、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定して_____い</p> <p>る。</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床_____の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、<u>土石流危険溪流</u>、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定しており、<u>本町では、土石流溪流として44箇所が指定されている。</u></p> <p><u>土石流危険溪流とは、土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがあるとされる溪流で、最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、両岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を</u></p>	



御嵩町 地域防災計画 新旧対照表 (案)  
 一般対策編 (第2章)

変更箇所	新	旧	備考
		る。	
p 37 6 土砂災害防止対策  (1) 土砂災害警戒区域での施策 (土砂災害特別警戒区域を含む。) イ 警戒避難体制の整備	6 土砂災害防止対策 県は、土砂災害 (土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり) から町民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定しており、本町では _____ 195 箇所が指定されている。  (1) 土砂災害警戒区域での施策 (土砂災害特別警戒区域を含む。) イ 警戒避難体制の整備 町は、 <u>避難情報の判断・伝達マニュアル</u> において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災に努める。	6 土砂災害防止対策 県は、土砂災害 (土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり) から町民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定しており、本町では、 <u>両警戒区域を合わせて</u> 195 箇所が指定されている。  (1) 土砂災害警戒区域での施策 (土砂災害特別警戒区域を含む。) イ 警戒避難体制の整備 町は、 <u>町計画</u> _____において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災に努める。	・ 文言の整理
p 38	9 備蓄拠点の設置及び資機材の配備	(追加)	・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
9 備蓄拠点の設置及び資機材の配備  別表	<p><u>町は、災害時の迅速な情報収集や効果的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。</u></p> 別紙2 参照	別紙2 参照	
p 4 6 第2項 2 農地防災計画 (2) ため池等整備事業  3 治山事業	<p>(2) ため池等整備事業                      農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を<u>防災重点農業用ため池等</u>緊急度の高いものから順次実施する。</p> <p>3 治山事業                      また、森林は、水源の<u>涵養</u>、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、<u>必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する</u>。</p>	<p>(2) ため池等整備事業                      農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を<u>防災重点ため池</u>等緊急度の高いものから順次実施する。</p> <p>3 治山事業                      また、森林は、水源の<u>かん養</u>、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮に<u>対する住民の要請に応えるため、複層林施業や間伐の計画的な実行等に努める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の整理</li> <li>・県地域防災計画の修正</li> </ul>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。</u></p> <p><u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	
p 4 7	4 土地災害予防計画	4 土地災害予防計画	・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
4 土地災害予防計画	<p>町は、分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土採取事業等に伴う災害防止のため、土砂の流出、崩壊、亜炭鉱廃坑などによる災害が発生するおそれがあるときは、これら土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に開催するものとする。</u></p> <p><u>町及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p>町は、分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土採取事業等に伴う災害防止のため、土砂の流出、崩壊、亜炭鉱廃坑などによる災害が発生するおそれがあるときは、これら土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
p 4 8 別表 2	別紙 3 参照	別紙 3 参照	・ 実情に合わせた修正 ・ 文言の整理
p 5 0 第 4 節 3 特殊建築物（建築基準法第 2 条第 2 項）の災害予防 (2) 防災診断の実施	(2) 防災診断の実施 町は、県が関係機関と協議して、既存の特殊建築物のうち一定規模以上のものについて、一定時期ごとに建築士に <u>調査</u> をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をすることに対し、要請があれば協力する。	(2) 防災診断の実施 町は、県が関係機関と協議して、既存の特殊建築物のうち一定規模以上のものについて、一定時期ごとに建築士に <u>防災診断</u> をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をすることに対し、要請があれば協力する。	・ 文言の整理
p 5 1 6 空家等の状況の確認	<u>6 空家等の状況の確認</u> 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 5 6 第 5 節 第 1 項 5 防火対象物の管理者等に対する指導 (5)	(5) <u>建築基準法</u> の規定に基づく <u>消防同意制度</u> の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底	(5) <u>消防法</u> の規定に基づく <u>建築同意制度</u> の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底	・ 文言の整理
p 6 3 第 4 項 4 渇水期の広報と給水 (1) 広報 エ Facebook、Twitter 等のソーシャ	エ Facebook、 <u>X (旧Twitter)</u> 等のソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用	エ Facebook、 <u>Twitter</u> 等のソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用	・ 文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
ル・ネットワーキング・サービスの活用			
p 6 4 5 給水資機材の確保等の表	別紙4 参照	別紙4 参照	・実情に合わせて修正
p 6 5 第5項 2 責任体制の整備	2 責任体制の整備 また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、 <u>災害時</u> に備える。 <u>なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。</u>	2 責任体制の整備 また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、 <u>災害発生時</u> に備える。_____	・文言の整理 ・記載箇所の修正
p 6 6 第6項 3 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保  5 備蓄	3 <u>孤立地域</u> の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 町及び県は、道路整備等による <u>孤立地域対策</u> 及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。  5 備蓄 県は、 <u>孤立地域</u> を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化	3 <u>孤立集落</u> の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 町及び県は、道路整備等による <u>孤立集落対策</u> 及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。  5 備蓄 県は、 <u>孤立集落</u> を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化	・文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
7 その他	して備蓄するものとする。  7 その他 町は、上記の対策に加え、県が別に定める <u>孤立地域対策指針</u> により、その他の対策を実施するものとする。	して備蓄するものとする。  7 その他 町は、上記の対策に加え、県が別に定める <u>孤立集落対策指針</u> により、その他の対策を実施するものとする。	
p 6 7 第6節 第1項 5 防災教養 (1)	(1) 児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、 <u>各学校</u> _____において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練等とも関連を持たせながら _____、防災知識の普及を効果的に行うよう配慮する。	(1) 児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、 <u>学校（幼稚園を含む。以下同じ。）</u> において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練等とも関連を持たせながら、 <u>また、水泳指導等の場合においては、事前の指導として、</u> 防災知識の普及を効果的に行うよう配慮する。	・ 文言の整理
p 6 8 (4)	(4) なお、町及び町教育委員会は、学校等が保護者との間で、 <u>災害時</u> における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよ	(4) なお、町及び町教育委員会は、学校等が保護者との間で、 <u>災害発生時</u> における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよ	・ 文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	う促す。	う促す。	
p 7 1 第7節 第1項 5 リスクの評価	5 <u>リスクの評価</u> <u>町及び県は、治水・防災・まちづくり・</u> <u>建築を担当する各部局の連携の下、有識</u> <u>者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、</u> <u>土砂災害等に対するリスクの評価につい</u> <u>て検討するものとする。特に、豪雨や洪</u> <u>水のリスク評価に際しては、浸水深や発</u> <u>生頻度等を踏まえて検討するよう努める</u> <u>ものとする。また、これらの評価を踏ま</u> <u>え、防災・減災目標を設定するよう努め</u> <u>るものとする。</u>	(追加)	・ 県地域防災計画の修正
p 7 2 第2項 2 水害予防対策 (1) 洪水対策	(1) 洪水対策 このことから、町は、浸水想定区域図 と過去の災害発生状況を基に、 <u>水位情報</u> の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪 水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る ために必要な事項を定めた「想定される 最大規模の降雨を対象とした洪水ハザー ドマップ」・「タイムライン」の作成・周 知に努めるとともに、護岸工事等の河川 整備を図り、適切な河川管理に努めるも	(1) 洪水対策 このことから、町は、浸水想定区域図 と過去の災害発生状況を基に、 <u>洪水予報</u> の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪 水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る ために必要な事項を定めた「想定される 最大規模の降雨を対象とした洪水ハザー ドマップ」・「タイムライン」の作成・周 知に努めるとともに、護岸工事等の河川 整備を図り、適切な河川管理に努めるも	・ 文言の整理 ・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>(3)</p> <p>3 浸水想定区域の周知と伝達方法</p> <p>(1)</p> <p>ア 洪水予報等の伝達方法</p>	<p>のとする。</p> <p><u>(3) 体制整備</u></p> <p><u>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>3 浸水想定区域の周知と伝達方法</p> <p>(1) 上記2のとおり、本町には、浸水想定区域に指定されている区域が存在することから、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</p> <p>ア <u>水位情報等の伝達方法</u></p>	<p>のとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 浸水想定区域の周知と伝達方法</p> <p>(1) 上記2のとおり、本町には、浸水想定区域に指定されている区域が存在することから、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。</p> <p>ア <u>洪水予報等の伝達方法</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(2) 上記ウの施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう<u>水位情報等</u>の伝達方法を定める。</p> <p>(3) 町は、<u>洪水浸水想定区域</u>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</p> <p>(4) 町長は、<u>水位情報等</u>の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要が</p>	<p>(2) 上記ウの施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう<u>洪水予報等</u>の伝達方法を定める。</p> <p>(3) 町は、<u>洪水予報河川等</u>に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。</p> <p>(4) 町長は、<u>洪水予報等</u>の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要が</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>あると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。</p>	<p>あると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。</p>	
<p>p 7 3                      6 土砂流出防止対策                      (1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）                      イ 警戒避難体制の整備</p>	<p>(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）                      イ 警戒避難体制の整備                      町は、<u>避難情報の判断・伝達マニュアル</u>において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。</p>	<p>(1) 土砂災害警戒区域での施策（土砂災害特別警戒区域を含む。）                      イ 警戒避難体制の整備                      町は、<u>町計画</u> _____において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。</p>	<p>・文言の整理</p>
<p>p 7 4                      (2) 土砂災害特別警戒区域での施策                      イ</p>	<p>(2) 土砂災害特別警戒区域での施策                      イ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物は、県から移転等の勧告を受けることがある。また、移転勧告による移転者に対し、県から融資、資金の確保に関して<u>あっせん</u>がある。</p>	<p>(2) 土砂災害特別警戒区域での施策                      イ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物は、県から移転等の勧告を受けることがある。また、移転勧告による移転者に対し、県から融資、資金の確保に関して<u>支援</u> _____がある。</p>	<p>・文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 7 5                      (3) 防災知識の普及</p>	<p>(3) 防災知識の普及                      町及び県は、地域の防災力を高めていくため、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。                      特に、<u>水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u>                      各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー</u>等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>(3) 防災知識の普及                      町及び県は、地域の防災力を高めていくため_____、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。  <u>(追加)</u>                      各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、_____水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 7 8                      第3項                      3 防災マニュアルの作成</p>	<p>3 防災マニュアルの作成                      災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、各地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルを作成し、これを<u>地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。</u></p>	<p>3 防災マニュアルの作成                      災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、各地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルの<u>作成を図るもの</u>とし、                      _____                      _____</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p> <p><u>町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。</p>	<p>作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。</p>	
<p>p 8 1 第4項</p>	<p>2 備蓄の基本的事項</p> <p>町長は、雨による災害を防止するため、</p>	<p>2 備蓄の基本的事項</p> <p>町長は、雨による災害を防止するため、</p>	<p>・ 文言の整理</p>



御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	きる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。	きる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。	
p 8 4 7 防災資機材の確保の表	別紙5 参照	別紙5 参照	・実情に合わせた修正
p 9 4 第9節 7 情報の収集・伝達方法の多様化	7 情報の収集・伝達方法の多様化 町は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、 <u>無人航空機</u> （ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努める。	7 情報の収集・伝達方法の多様化 町は、あらかじめ、被災現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、 <u>小型無人機</u> （ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努める。	・文言の整理
p 9 5 第10節 2 避難計画の策定	2 避難計画の策定 町は、 <u>災害時</u> に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。 また、 <u>町及び県は</u> 、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判	2 避難計画の策定 町は、 <u>災害発生時</u> に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。 また_____、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判	・文言の整理 ・県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>3 行政区域を超えた広域避難の調整 (1)</p>	<p>断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。<u>「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。</u></p> <p>3 行政区域を超えた広域避難の調整 (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、<u>平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。_____</p> <p>3 行政区域を超えた広域避難の調整 (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難_____が可能となるよう、<u>発災時</u>_____</p> <p>の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定める_____。</p> <p>(2) (略)</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>4 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p>	<p><u>(3) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>現在、町では別表に掲げるとおり、指定避難所の指定を行っている。今後さらに、町広報紙等により周知徹底を図り、緊急時に備える。<u>また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズ</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>現在、町では別表に掲げるとおり、指定避難所の指定を行っている。今後さらに、町広報紙等により周知徹底を図り、緊急時に備える。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズ</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>の違いや性的マイノリティに配慮した</u>  <u>施設を整備する。また、空調、洋式ト</u>  <u>イレ等の整備や、社会福祉施設等を指定</u>  <u>避難所として指定するなど要配慮者に配</u>  <u>慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指</u>  <u>定避難所として借り上げるなど、多様な</u>  <u>機能を備えた指定避難所の確保について</u>  <u>検討するとともに、指定避難所が使用不</u>  <u>能となった場合や感染症防止の観点から</u>  <u>避難所の収容人数を考慮した上で、ホテ</u>  <u>ル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施</u>  <u>設など民間施設等で受入れ可能な施設を</u>  <u>検討し、事前に避難所として使用するた</u>  <u>めの協定を締結しておくよう努める。</u></p> <p><u>加えて、停電時においても、施設・設</u>  <u>備の機能が確保されるよう、再生可能エ</u>  <u>ネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>  <u>等の整備に努める。</u></p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染症を含</u>  <u>む感染症対策のため、平常時から、指定</u>  <u>避難所のレイアウトや動線等を確認して</u>  <u>おくとともに、感染症患者が発生した場</u></p>	<p><u>の違いを考慮し、男女双方の視点に立つ</u>  <u>た施設を整備する。また、空調、洋式ト</u>  <u>イレ等の整備や、社会福祉施設等を指定</u>  <u>避難所として指定するなど要配慮者に配</u>  <u>慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指</u>  <u>定避難所として借り上げるなど、多様な</u>  <u>機能を備えた指定避難所の確保について</u>  <u>検討するとともに、指定避難所が使用不</u>  <u>能となった場合や感染症防止の観点から</u>  <u>避難所の収容人数を考慮した上で、ホテ</u>  <u>ル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施</u>  <u>設など民間施設等で受入れ可能な施設を</u>  <u>検討し、事前に避難所として使用するた</u>  <u>めの協定を締結しておくよう努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</u></p> <p><u>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><u>町は、福祉避難所について、受入れを</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(追加)</p>	
<p>p 9 7                      7 指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路の交通規制</p> <p>8 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</p>	<p>県警察は、平時から指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路について、<u>災害時</u>の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。</p> <p>8 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</p> <p>また、マニュアル等に基づき、<u>避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める</u></p>	<p>県警察は、平時から指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路について、<u>災害発生時</u>の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。</p> <p>8 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定</p> <p>また、マニュアル等に基づき、<u>高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の整理</li> <li>・ 県地域防災計画の修正</li> </ul>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>とともに、高齢者等以外の者に対して、 必要に応じて、普段の行動を見合わせ始 めることや、自主的な避難を呼びかける 高齢者等避難を伝達する。</p>	<p>的な避難を促進   する。</p>	
<p>p 9 8 1 0 避難に関する広報</p>	<p>1 0 避難に関する広報 町及び県は、住民が的確な避難行動を とることができるようにするため、指定 緊急避難場所、指定避難所、災害危険地 域等を明示した防災マップや(土砂災害) ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活 用して広報活動を実施する。その際、河 川近傍や浸水深の大きい区域については 「早期の立退き避難が必要な区域」とし て明示することに努めるものとする。併 せて、デジタル技術等を活用した災害リ スクの可視化や災害の疑似体験等、リア リティ、切迫感のある広報・啓発に努め るものとする。 また、避難情報が発令された場合の避 難行動 としては、安全な場所に移動 する「立退き避難」が 基本で あるものの、洪水等に対しては、ハザー</p>	<p>1 0 避難に関する広報 町及び県は、住民が的確な避難行動を とることができるようにするため、指定 緊急避難場所、指定避難所、災害危険地 域等を明示した防災マップや(土砂災害) ハザードマップ、広報紙、PR紙等を活 用して広報活動を実施する。          また、避難情報が発令された場合の安 全確保措置としては、安全な場所に移動 する「立退き避難」が避難行動の基本で あるものの、洪水等に対しては、ハザー</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>1 4 広域避難</p>	<p>ドマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>ドマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p><u>国、県及び町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。</u></p> <p><u>(1) 町の役割</u></p> <p><u>町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の実態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画  
 新旧対照表（案）  
 第2章

変更箇所	新	旧	備考
		<p><u>域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。</u></p> <p><u>町は、指定避難所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p><u>(2) 県の役割</u></p> <p><u>県は、町から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</u></p> <p><u>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>1 4 感染症の自宅療養者等の避難</p>	<p>1 4 感染症の自宅療養者等の避難  <u>町は、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。</u>  <u>(3) 国の役割</u>  <u>国は、都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</u>  <u>(追加)</u></p>	
<p>p 1 0 6                      第1 2 節                      9 町における措置                      (3) 個別避難計画</p>	<p>(3) 個別避難計画  <u>町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を</u></p>	<p>(3) 個別避難計画  <u>町は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならない。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成す</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県地域防災計画の修正</li> <li>・ 実情に合わせた修正</li> </ul>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。</p> <p>町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する</u>。</p> <p>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、<u>個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>町は、本計画に定めるところにより<u>、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者</u></p>	<p>る</p> <p>。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。</p> <p>町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、<u>医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新する。</u>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿<u>情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>町は、避難支援等に携わる関係者として計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、<u>個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られ</u></p>	<p>に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより_____、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、<u>名簿_____</u>情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>1 0 単身及び夫婦のみの高齢者世帯対策</p> <p>(1) 緊急通報システム等の整備促進</p>	<p><u>るよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) 緊急通報システム等の整備促進                      災害時における単身及び夫婦のみの高齢者世帯の安全を確保するため、緊急通報システムを導入し、<u>令和5年</u>10月末現在 <u>64</u>世帯に貸し出しを行っている。町はなお一層の整備、拡充の促進を図るとともに、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入及び普及を図る。</p>	<p>(1) 緊急通報システム等の整備促進                      災害時における単身及び夫婦のみの高齢者世帯の安全を確保するため、緊急通報システムを導入し、<u>平成25年</u>10月末現在 <u>78</u>世帯に貸し出しを行っている。町はなお一層の整備、拡充の促進を図るとともに、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップシステム及び避難行動要支援者への情報提供設備の導入及び普及を図る。</p>	
<p>1 1 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施</p> <p>(1) 町</p>	<p>1 1 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施</p> <p>(1) 町                      町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発</p>	<p>1 1 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施</p> <p>(1) 町                      町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。</p> <p><u>町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p>	<p>を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	
<p>p 1 0 7                      (2) 施設等管理者</p> <p>1 2 施設、設備等の整備</p>	<p>(2) 施設等管理者</p> <p>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。<u>実施した避難訓練について町長にその結果を報告するものとし、報告を受けた町長は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができる。</u></p> <p>(3) 施設等管理者</p>	<p>(2) 施設等管理者</p> <p>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 施設等管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県地域防災計画の修正</li> <li>・ 文言の整理</li> </ul>



御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 1 2                      第14節                      1 計画の方針</p> <p>2 広域応援体制の整備</p>	<p>1 計画の方針  <u>大規模災害時</u>において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられるため、速やかに災害対策活動等が実施できるようあらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。</p> <p>2 広域応援体制の整備                      また、<u>災害時</u>、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。  <u>(削る。)</u></p>	<p>1 計画の方針  <u>大規模災害発生時</u>において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられるため、速やかに災害対策活動等が実施できるようあらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。</p> <p>2 広域応援体制の整備                      また、<u>災害発生時</u>、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。  <u>県は、職員が被災した町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災した町から積極的な人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の整理</li> <li>・ 記載箇所の修正</li> </ul>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表 (案)  
 一般対策編 (第2章)

変更箇所	新	旧	備考
		<u>われるよう努めるものとする。</u>	
p 1 1 3 3 県域を越えた相互応援 (3)	(3) <u>町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u>	(追加)	・記載箇所の修正
p 1 1 5 第15節 3 災害医療コーディネートチームの設置	3 災害医療コーディネートチームの設置 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。	3 災害医療コーディネートチームの設置 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における料提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。	・文言の整理
p 1 1 8 第17節 2 水道施設	2 水道施設 上下水道課は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため水道施設の整備等を行う。	2 水道施設 上下水道課は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため水道施設の整備等を行う。また、本町の水源は岐阜県東部広域水道により購入している現状を踏まえ、他の市町村と協力し、水道水の安定供給のため岐阜県東部広域水道に対し必要な対策がとれるよう予防措置の実施について要望するなどの対策をとるものと	・文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>(2) 浄水場施設等の耐震化等                      ア 取水、浄水、排水施設等の耐震性の強化</p> <p>(3) 管路施設の整備                      ア 導・送・排水管路の耐震性の強化 老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用</p>	<p>_____</p> <p>(2) 排水_____施設等の耐震化等                      ア _____排水施設等の耐震性の強化</p> <p>(3) 管路施設の整備                      ア _____送・排水管路の耐震性の強化 老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用</p>	<p>する。</p> <p>(2) 浄水場施設等の耐震化等                      ア 取水、浄水、排水施設等の耐震性の強化</p> <p>(3) 管路施設の整備                      ア 導・送・排水管路の耐震性の強化 老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用</p>	
<p>p 1 1 9                      4 電気施設（中部電力株式会社）</p>	<p>4 電気施設_____</p> <p>電気事業者_____は、災害時_____の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>	<p>4 電気施設（中部電力株式会社）</p> <p>中部電力株式会社は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>（追加）</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
p 1 2 0 1 0 連携体制の構築	1 0 <u>連携体制の構築</u> <u>県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。</u>	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 1 2 1 第 1 8 節 2 行政における業務継続計画の策定	2 行政における業務継続計画の策定 町は、 <u>災害時</u> の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。	2 行政における業務継続計画の策定 町は、 <u>災害発生時</u> の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。	・ 文言の整理
p 1 2 2 第 1 9 節 2 企業の取り組み	2 企業の取り組み 企業は、 <u>大規模災害時</u> の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファ	2 企業の取り組み 企業は、 <u>大規模災害発生時</u> の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファ	・ 文言の整理 ・ 県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
(1) 生命の安全確保	<p>イナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 生命の安全確保</p> <p>_____事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>イナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 生命の安全確保</p> <p><u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう_____</u></p> <p>_____、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>p 1 2 6                      第2 1 節                      3 鉄軌道の安全な運行の確保                      (2) 線路防護施設の点検等</p>	<p>(2) 線路防護施設の点検等</p> <p>鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。</p> <p>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場</p>	<p>(2) 線路防護施設の点検等</p> <p>鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<u>合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。</u>		
p 1 3 0 第2 2 節 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (2) 災害応急体制の整備関係 ウ 備蓄拠点の設置及び資機材の配備	<u>ウ 備蓄拠点の設置及び資機材の配備</u> <u>町は、災害時の迅速な情報収集や効率的かつ効果的な応急復旧を実施するため、備蓄拠点の設置及び必要な土木資機材の配備に努める。</u>	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 1 3 1 5 防災関係機関の防災訓練の実施 (3) 道路啓開訓練の実施	<u>(3) 道路啓開訓練の実施</u> <u>町は、国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u>	<u>(追加)</u>  <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 1 3 3 第2 3 節 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (4) 緊急輸送活動関係 (5) 避難収容活動関係	(4) 緊急輸送活動関係 県警察は、 <u>災害時</u> において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。  (5) 避難収容活動関係	(4) 緊急輸送活動関係 県警察は、 <u>災害発生時</u> において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知する。  (5) 避難収容活動関係	・ 文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>町は、指定緊急避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、<u>災害時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。</p>	<p>町は、指定緊急避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、<u>災害発生時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。</p>	
<p>p 135                      第24節                      3 実施内容                      (2) 代替電源の確保</p>	<p>(2) 代替電源の確保</p> <p>町及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。</p> <p>県は、<u>大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。</u></p>	<p>(2) 代替電源の確保</p> <p>町及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第3章 新旧対照表  
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 3 6                      第3章 第1節 第1項                      1 計画の方針</p>	<p>1 計画の方針                      災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「御嵩町災害対策本部」を置くものとする。  <u>また、町地域内で大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合は、町本部を設置し、又は事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒態勢をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。</u>                      なお、町本部は災害の規模、程度によって各々の体制をとるほか本部を置く程度にいたらない災害時にあつては、平常時における組織をもって対処する。</p>	<p>1 計画の方針                      災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「御嵩町災害対策本部」を置くものとする。  <u>(追加)</u>                      なお、町本部は災害の規模、程度によって各々の体制をとるほか本部を置く程度にいたらない災害時にあつては、平常時における組織をもって対処する。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 1 3 7                      2 体制等の表</p>	<p>別紙6 参照</p>	<p>別紙6 参照</p>	<p>・ 文言の整理</p>
<p>p 1 4 2                      第2項                      2 動員計画</p>	<p>(イ) 各学校は、<u>学校長が必要と認めるときは職員（必要人員）を待機させる。</u></p>	<p>(イ) 各学校は、<u>学校長が命令する</u>職員（必要人員）を待機させる。</p>	<p>・ 文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
(2) 動員の方法 ウ 警戒体制時の宿日直 (イ)			
p 1 5 5 第2節 第4項 5 災害派遣部隊の活動範囲 (9) 炊飯及び給水	(9) <u>給食及び給水</u> 被災者に対し、 <u>給食及び給水</u> を実施する。  (10) <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>  (11) (略) (12) (略) (13) (略)	(9) <u>炊飯及び給水</u> 被災者に対し、 <u>炊飯及び給水</u> を実施する。  (追加)  (10) (略) (11) (略) (12) (略)	・ 県地域防災計画の修正
p 1 5 9 第5項 2 広域応援 (2) 県による応援要請	(2) 県による応援要請 ア 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定 <u>又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定に基</u>	(2) 県による応援要請 ア 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定 <u>等</u>  <u>に基</u>	・ 県地域防災計画の修正 ・ 記載箇所の修正

更箇所	新	旧	備考
<p>(4) 応急対策職員派遣制度の活用</p>	<p>づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。</p> <p>イ 他の市町村に対する応援要請</p> <p>県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災町を応援することを求めるものとする。</p> <p><u>県は、職員が被災町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。</p> <p>イ 他の市町村に対する応援要請</p> <p>県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災町を応援することを求めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) 応急対策職員派遣制度の活用</u></p> <p><u>町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 6 0                      4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</p>	<p>4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策                      町及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、<u>会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p>	<p>4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策                      町及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させる_____。                      _____。                      _____。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 1 6 7                      第3節 第2項                      4 緊急物資の一時集積配分拠点の運用</p>	<p>4 緊急物資の<u>広域物資輸送拠点</u>等の運用                      町及び県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の<u>広域物資輸送拠点</u>等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。                      なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプター</p>	<p>4 緊急物資の<u>一時集積配分拠点</u>の運用                      町及び県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の<u>一時集積配分拠点</u>を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。                      なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプター</p>	<p>・ 文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
	による空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを <u>広域物資輸送拠点等</u> とする。	による空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを <u>一時集積配分拠点</u> とする。	
p 171 9 災害救助法による輸送の基準 庁用車一覧	庁用車一覧 ダイナ   岐阜100 ち 8006	庁用車一覧 ダイナ   岐阜88 ろ 7045	・実情に合わせた修正
p 178 第4節 第1項 2 気象警報等の種別 (1) 気象警報等の種類の表	別紙7 参照	別紙7 参照	・文言の整理
p 180 (7) 指定河川洪水予報等 ア 県と気象台が協働で行う洪水予報	(削る。)	ア 県と気象台が共同で行う洪水予報 県と岐阜地方気象台は、共同して水防 法第11条第1項の規定により県知事が指 定した河川(以下「 <u>県指定洪水予報河川</u> という。)について、それぞれの河川名を 付したはん濫注意情報、はん濫警戒情報、 はん濫危険情報、はん濫発生情報を発表 及び解除する。洪水予報の種類と基準等 は、「 <u>岐阜県水防計画</u> 」の定めるところに よる。	・実情に合わせた修正 ・文言の整理
イ 都道府県が行う避難判断水位（特別	ア 都道府県が行う <u>氾濫危険水位</u> （洪水	イ 都道府県が行う <u>避難判断水位</u> （特別	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
<p>警戒水位) 到達情報</p> <p>ウ 河川管理者と地方気象台が共同で発表する洪水予報</p>	<p><u>特別警戒水位</u>) 到達情報</p> <p>県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川（以下「<u>水位周知河川</u>」という。）について、<u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水特別警戒水位</u>）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、<u>氾濫危険水位到達情報</u>（<u>氾濫危険情報</u>）として水位又は流量を周知させる。<u>氾濫危険水位</u>（<u>洪水特別警戒水位</u>）到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>警戒水位) 到達情報</p> <p>県は、水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川（以下「<u>水位情報周知河川</u>」という。）について、<u>避難判断水位</u>（<u>特別警戒水位</u>）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、<u>はん濫警戒情報</u>として水位又は流量を周知させる。<u>避難判断水位</u>（<u>特別警戒水位</u>）到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。</p> <p>ウ 河川管理者と地方気象台が共同で発表する洪水予報</p> <p><u>中部地方整備局、岐阜地方気象台及び岐阜県では、洪水予報を行う河川とその区間を指定し、洪水のおそれがある場合に、河川管理者と地方気象台が共同で洪水予報を発表している。</u></p> <p><u>また、市町村や住民がとるべき避難行動等との関連が理解しやすいように、洪水予報の標題と水位の名称を洪水の危険</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
		<u>に応じてレベル化している。</u>	
p 1 8 2 〈水防警報、洪水予報等の発表と水位の関 係〉図	別紙8 参照	別紙8 参照	・実情に合わせた修正
p 1 8 3 3 警報等の伝達 (1) 伝達系統	別紙9 参照 なお、県、町及び防災関係機関が、職 員による宿直制の廃止に伴い代行員制度 による場合は、警報等の受信、伝達並び に連絡方法を明確に定めておくとともに、 関係職員は、常時テレビ・ラジオによ り警報等の発表に注意し、災害の防止 に努めるものとする。 <u>岐阜地方気象台は、警戒レベル5に相 当する「災害切迫」の格子が出現する場 合は、これを直ちに県に伝達するものと する。</u> <u>県は、岐阜地方気象台から警戒レベル 5に相当する「災害切迫」の格子が出現 する旨の伝達を受けた場合は、これを直 ちに市町村に伝達するものとする。</u>	別紙9 参照 なお、県、町及び防災関係機関が、職 員による宿直制の廃止に伴い代行員制度 による場合は、警報等の受信、伝達並び に連絡方法を明確に定めておくとともに、 関係職員は、常時テレビ・ラジオによ り警報等の発表に注意し、災害の防止 に努めるものとする。 <u>(追加)</u>  <u>(追加)</u>	・県地域防災計画の修正
p 1 8 4 ア 気象警報等の注釈	<u>(削る。)</u>	<u>(注)</u> 1 岐阜地方気象台から西日本電信電話	・県地域防災計画の修正

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表 (案)  
 一般対策編 第3章

御嵩町地域防災計画  
 新旧対照表 (案)  
 第3章

更箇所	新	旧	備考
		<p>株式会社への通知は警報のみ</p> <p>2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。</p> <p>3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する</p>	
<p>p 1 8 7</p> <p>6 雨量観測による気象状況の把握</p>	<p>6 雨量観測による気象状況の把握</p> <p>町本部は、注意報、警報発令時においては、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努めるとともに、<u>県のぎふ土砂災害警戒情報ポータル</u>等により情報を収集し、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとり、必要に応じて県本部（防災班担当）に連絡するものとする。</p>	<p>6 雨量観測による気象状況の把握</p> <p>町本部は、注意報、警報発令時においては、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努めるとともに、<u>県土砂災害警戒情報ポータル</u> 等により情報を収集し、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとり、必要に応じて県本部（防災班担当）に連絡するものとする。</p>	<p>・文言の整理</p>
<p>p 1 8 8</p> <p>第2項</p> <p>2 情報の収集・連絡手段</p> <p>(1) 情報の収集</p>	<p>(1) 情報の収集</p> <p>町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、</p>	<p>(1) 情報の収集</p> <p>町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
	<p>災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p><u>町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>	<p>災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
<p>p 1 9 4                      1 4 部門別被害状況等の調査報告                      (2) 亜炭鉱廃坑の被害の表</p>	<p><u>旧鉱物採掘区域復旧事業業務規程第3条に基づく「被害概要書」を経済産業省中部経済産業局、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課、岐阜県産業経済振興センターへ速やかに送付する。</u></p>	<p><u>特定鉱害復旧等業務規程 第3条に基づく「被害概要書」を経済産業省中部経済産業局、岐阜県商工労働部商工政策課、岐阜県産業経済振興センターへ速やかに送付する。</u></p>	<p>・文言の整理</p>
<p>p 2 1 0                      第3項                      1 4 安否不明者等の氏名等公表</p>	<p><u>1 4 安否不明者等の氏名等公表</u></p> <p><u>町は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、県等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 1 5                      第5節 第1項</p>	<p><u>1 4 活動における感染症対策</u></p> <p><u>災害現場で活動する各機関は、新型コ</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
1 4 その他の計画	<p><u>コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>1 5 (略)</p>	1 4 (略)	
<p>p 2 2 0                      第4項                      8 その他</p>	<p>8 その他</p> <p>町は、上記の対策に加え、県が別に定める<u>孤立地域対策指針</u>により、その他の対策を実施するものとする。</p>	<p>8 その他</p> <p>町は、上記の対策に加え、県が別に定める<u>孤立集落対策指針</u>により、その他の対策を実施するものとする。</p>	・文言の整理
<p>p 2 2 8                      第6節 第4項                      3 避難の指示                      (1) 町長の措置</p>	<p>(1) 町長の措置</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。(災対法第60条第3項)</p> <p><u>町は、避難指示等の発令に当たり、必</u></p>	<p>(1) 町長の措置</p> <p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。(災対法第60条第3項)</p> <p><u>(追加)</u></p>	・県地域防災計画の修正

更箇所	新	旧	備考
	<p>要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>		
<p>p 2 3 5                      1 2 指定避難所の開設及び収容保護                      (7) 指定避難所の適切な運営管理</p>	<p>(7) 指定避難所の適切な運営管理                      町は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（<u>在宅避難者</u>への対応を含む。）に従って運営されるよう指導する。                      また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p>(7) 指定避難所の適切な運営管理                      町は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（<u>在宅被災者</u>への対応を含む。）に従って運営されるよう指導する。                      また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の整理</li> <li>・ 県地域防災計画の修正</li> </ul>

更箇所	新	旧	備考
	<p><u>町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>町及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u></p> <p>また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県を通して国等への報告を行う。</p> <p><u>町は、指定避難所等における女性や子</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県を通して国等への報告を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	

更箇所	新	旧	備考
	<p><u>供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、<u>県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></u></p>		
<p>p 2 3 7                      1 3 応急仮設住宅(みなし仮設を含む)の提供</p>	<p>1 3 応急仮設住宅（<u>賃貸型応急住宅を含む。</u>）の提供                      また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。  <u>応急仮設住宅を提供する必要があるときは、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知</u></p>	<p>1 3 応急仮設住宅（<u>みなし仮設を含む</u>）の提供                      また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。  <u>（追加）</u></p>	<p>・文言の整理</p>

更箇所	新	旧	備考
	<p><u>等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u></p>		
<p>p 238                      15 行政区域を超えた広域避難の支援要請</p>	<p>15 <u>広域避難</u></p> <p>_____</p> <p>(1) 町の役割</p> <p><u>町は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報</u></p>	<p>15 <u>行政区域を超えた広域避難の支援要請</u></p> <p><u>町及び県は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県地域防災計画の修正</li> <li>・ 記載箇所の修正</li> </ul>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
	<p><u>告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>(2) 県の役割</u></p> <p><u>県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを</u></p>		

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
<p>1 6 広域一時滞在</p>	<p><u>指示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 国の役割</u></p> <p><u>国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 関係機関の連携</u></p> <p><u>国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>国、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>1 6 広域一時滞在</p> <p>町は、災害の規模、被災者の避難</p>	<p>1 6 広域一時滞在</p> <p>町は、災害の規模、被災者の避難・収</p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
	<p>__状況、避難の長期化等に鑑み__、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては_____、当該町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができる。</u></p>	<p>容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、<u>県に調整を要請または、</u>当該町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める_____。</p>	
<p>p 2 3 9                      第5項                      2 実施体制                      (2) 供給活動における配慮</p>	<p>(2) 供給活動における配慮                      被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。  <u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p>	<p>(2) 供給活動における配慮                      被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。  <u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 4 6                      第6項</p>	<p>3 取水_____方法                      町は、取水する水源について、最寄り</p>	<p>3 取水及び浄水方法                      町は、取水する水源について、最寄り</p>	<p>実情に合わせた修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
3 取水及び浄水方法	<p>の非被災水道事業者と協議して確保____            _____            _____する。</p>	<p>の非被災水道事業者と協議して確保し、            これによることが不可能な場合は比較的  <u>汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機に</u>  <u>よりろ過したのち、滅菌して給水する。</u></p>	
<p>p 2 5 1            第7項            5 調達及び配分の要領</p>	<p>5 調達及び配分の要領            また、<u>避難所における感染症拡大防止</u>  <u>に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器</u>  <u>具、冬季には暖房器具、燃料等も含める</u>  <u>など被災地の実情を考慮する。</u></p>	<p>5 調達及び配分の要領            また_____            _____、夏季には<u>扇風機</u>  <u>等、冬季には暖房器具、燃料等も含める</u>  <u>など被災地の実情を考慮する。</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 5 4            第8項            1 方針</p> <p>3 町の対策</p>	<p>1 方針  <u>災害時</u>____、要配慮者は身体面又は情            報面のハンディキャップから迅速な行動            がとれず、その後の避難生活においても            不自由を強いられることから、個別かつ            専門的な救援体制を整備することが必要            である。</p> <p>3 町の対策            また、<u>災害時には、避難行動要支援者</u>  <u>本人や避難支援等を実施する者の同意の</u>  <u>有無に関わらず、避難行動要支援者名簿</u>  <u>や個別避難計画を効率的に利用し、避難</u></p>	<p>1 方針  <u>災害発生時</u>、要配慮者は身体面又は情            報面のハンディキャップから迅速な行動            がとれず、その後の避難生活においても            不自由を強いられることから、個別かつ            専門的な救援体制を整備することが必要            である。</p> <p>3 町の対策            また、<u>発災時には、避難行動要支援者</u>  <u>本人や避難支援等を実施する者の同意の</u>  <u>有無に関わらず、避難行動要支援者名簿</u>  <u>や個別避難計画を効率的に利用し、避難</u></p>	<p>・ 文言の整理</p>

更箇所	新	旧	備考
	行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。	行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。	
<p>p 2 5 8                      第10項                      1 計画の方針</p>	<p>1 計画の方針                      災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の<u>応急修理</u>又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。</p>	<p>1 計画の方針                      災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の<u>応急修繕</u>又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。</p>	<p>・文言の整理</p>
<p>p 2 5 9                      4 実施体制</p>	<p>4 実施体制                      応急仮設住宅の供与、住宅の<u>応急修理</u>及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。町及び県は、<u>応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理</u>について、業界団体に協力を求めて実施する。また、<u>災害時</u>における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民</p>	<p>4 実施体制                      応急仮設住宅の供与、住宅の<u>応急修繕</u>及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。町及び県は、<u>応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕</u>について、業界団体に協力を求めて実施する。また、<u>災害発生時</u>における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民</p>	<p>・文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
	<p>間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。</p> <p>町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の<u>応急修理</u>及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。</p>	<p>間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。</p> <p>町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の<u>応急修繕</u>及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。</p>	
<p>p 2 6 2                      6 応急仮設住宅の建設及び入居                      (6) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む。）の運営管理</p>	<p>(6) 応急仮設住宅（<u>賃貸型応急住宅</u>を含む。）の運営管理</p>	<p>(6) 応急仮設住宅（<u>みなし仮設</u>を含む。）の運営管理</p>	<p>・文言の整理</p>
<p>p 2 6 3                      8 住宅の応急修繕                      (4) 修繕期間</p>	<p>8 住宅の<u>応急修理</u>                      災害により住宅が<u>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど</u>、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、災害救助法により住宅の応急処理を行う。</p> <p>(4) 修繕期間                      災害発生の日から<u>3箇月</u>以内とする。                      ただし、<u>3箇月</u>以内に修理することがで</p>	<p>8 住宅の<u>応急修繕</u>                      災害により住宅が<u>損壊し</u>                      _____                      _____、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、災害救助法により住宅の応急処理を行う。</p> <p>(4) 修繕期間                      災害発生の日から<u>1箇月</u>以内とする。                      ただし、<u>1箇月</u>以内に修理することがで</p>	<p>・文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 第3章

御嵩町地域防災計画  
新旧対照表（案）  
第3章

更箇所	新	旧	備考
	きないと認められたときは、町本部は、 県支部総務班に期間延長を要請し、県本 部健康福祉政策班は、厚生労働大臣に期 間延長の協議をし、その同意を得て必要 最少限度の期間を延長するものとする。	きないと認められたときは、町本部は、 県支部総務班に期間延長を要請し、県本 部健康福祉政策班は、厚生労働大臣に期 間延長の協議をし、その同意を得て必要 最少限度の期間を延長するものとする。	
p 2 6 5 1 3 その他	<u>1 3 適切な管理のなされていない空家 等の措置</u> <u>町は、災害時に、適切な管理のなされ ていない空家等に対し、緊急に安全を確 保するための必要最小限の措置として、 必要に応じて、外壁等の飛散のおそれの ある部分や、応急措置の支障となる空家 等の全部又は一部の除却等の措置を行う ものとする。</u>  1 4 (略)	<u>(追加)</u>       1 3 (略)	・ 県地域防災計画の修正
p 2 6 9 第11項 6 実施の方法 (8) 災害派遣医療チーム（DMAT）等 の派遣要請	(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）等 の派遣要請  町、県は、必要に応じて医療関係機関 又は政府本部 ____ に対し、災害派遣医療 チーム（DMAT）等の派遣を要請する。	(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）等 の派遣要請  町、県は、必要に応じて医療関係機関 又は国非常本部等 等 に対し、災害派遣医療 チーム（DMAT）等の派遣を要請する。	・ 文言の整理
p 2 9 1	別紙10 参照	別紙10 参照	・ 文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
第16項 6 防疫の種別及び方法 表			
p 295 第18項 2 保健活動 (2) 活動内容	(2) 活動内容 具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画のほか、災害救急医療マニュアルに定める。	(2) 活動内容 具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画_____に定める。	・文言の整理
p 307 第7節 第2項 2 観光客の応急対策 (1) 応急対策	(1) 応急対策 観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館等）、運動施設（山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）（特に運動施設）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たるものとする。_____	(1) 応急対策 観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館等）、運動施設（山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）（特に運動施設）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たるものとする。 <u>なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。</u>	・記載箇所の修正
p 316 第9節 2 水道施設	エ 県等への応援要請 水道事業者は、水道事業者による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相	エ 県等への応援要請 水道事業者は、水道事業者による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相	・文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
(1) 水道事業者の応急復旧対策 エ 県等への応援要請	互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。  _____	互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。  <u>また、水道用水供給事業者は必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請する。</u>	
p 3 2 2 第10節 3 下校時の措置           6 教育施設の確保 (1) 被害程度別応急教育予定場所 ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合	3 下校時の措置 児童生徒等の登校後、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、休校を決定し帰宅させるときは、中学校においては下校に当たっての注意事項を十分に徹底し、また小学校 校児童については地域別に教師が引率して帰宅させるものとするが、 <u>保護者等の</u> 迎えにより帰宅させようとするときは、迎えに来るまで又は帰宅中に二次被害を発生させないよう状況を十分に精査し、注意しなければならない。  ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎_____等を利用する。	3 下校時の措置 児童生徒等の登校後、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、休校を決定し帰宅させるときは、中学校においては下校に当たっての注意事項を十分に徹底し、また小学校 校児童については地域別に教師が引率して帰宅させるものとするが、 <u>父母等の</u> 迎えにより帰宅させようとするときは、迎えに来るまで又は帰宅中に二次被害を発生させないよう状況を十分に精査し、注意しなければならない。  ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。	・文言の整理

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 第3章

更箇所	新	旧	備考
p 3 2 3 7 文教施設の応急復旧 (3) 清掃等の実施 ア	ア 浸水した校舎_____等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、でい土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する。	ア 浸水した校舎、 <u>寄宿舎</u> 等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、でい土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する。	・文言の整理
p 3 2 5 1 2 応急教育実施上の留意事項	災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、 <u>他施設の利用やオンライン授業の実施等により</u> できるだけ速やかに応急授業の実施に努めるものとする。	災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、_____できるだけ速やかに応急授業の実施に努めるものとする。	・文言の整理
p 3 2 7 1 5 学校保健対策計画 (4) 児童生徒等の安全措置 ウ 死傷者等の報告	ウ 死傷者等の報告 災害による児童生徒等の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、教育委員会及び <u>教育事務所</u> へ速やかに報告するものとする。	ウ 死傷者等の報告 災害による児童生徒等の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、教育委員会及び <u>教育振興事務所</u> へ速やかに報告するものとする。	・文言の整理

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第4章 新旧対照表  
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第4章

御嵩町地域防災計画  
 新旧対照表（案）  
 第4章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 3 4 0                      第4章 第4節 第1項                      1 計画の目的</p> <p>2 計画の正確</p>	<p>1 計画の目的                      本項は、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発の事故を受け、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「<u>原災法</u>」という。）並びに原子力防災指針（以下）に基づき策定された、岐阜県地域防災計画原子力災害計画で対象とする原子力災害及び、本町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備並びに岐阜県原子力災害に係る岐阜県広域避難計画の定めるところにより、原子力災害の発生及び拡大を防止し、<u>原子力災害の復旧</u>及び県内避難者の受入れに係る必要な対策について、町及び防災関係機関、並びに住民がとるべき措置を定め、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の<u>性格</u></p>	<p>1 計画の目的                      本項は、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発の事故を受け、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「<u>原災法</u>」という。）並びに原子力防災指針（以下）に基づき策定された、岐阜県地域防災計画原子力災害計画で対象とする原子力災害及び、本町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備並びに岐阜県原子力災害に係る岐阜県広域避難計画の定めるところにより、原子力災害の発生及び拡大を防止し、<u>原子力災害の復旧を</u>及び県内避難者の受入れに係る必要な対策について、町及び防災関係機関、並びに住民がとるべき措置を定め、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の<u>正確</u></p>	<p>・ 文言の整理</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
一般対策編 第4章

御嵩町地域防災計画  
新旧対照表（案）  
第4章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 3 4 4 第3項 1 計画の方針</p>	<p>1 計画の方針 町内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町の地域を通過し、又は町の地域において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、町及び県、警察署、消防等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。</p>	<p>1 計画の方針 町内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町の地域を通過し、又は町の地域において核燃料物質等の運搬を_____委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、町及び県、警察署、消防等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 3 4 6 第4項 3 屋内退避、避難等の防護活動 国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れの図 (2) 避難者の受入れ</p>	<p>別紙11 参照  (2) 避難者の受入れ 県外への避難が必要となった場合には、県地域防災計画及び県広域避難計画等に基づき対応するとともに、他県との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。 <u>広域避難の実施に当たって、町、県、国は「岐阜県地域防災計画(一般対策編)」に規定する役割を担うものとする。なお、広域避難に関する具体的な手続き等に当たって、県は災害対策基本法及び「広域</u></p>	<p>別紙11 参照  (2) 避難者の受入れ 県外への避難が必要となった場合には、県地域防災計画及び県広域避難計画等に基づき対応するとともに、他県との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。 <u>(追加)</u></p>	<p>・ 災害対策基本法の改正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表(案)  
一般対策編 第4章

変更箇所	新	旧	備考
	避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市町村の支援をする。		

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第5章 新旧対照表  
令和6年4月一部改定

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第5章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 3 5 8                      第5章 第1節 第1項</p> <p>第2項</p>	<p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p><u>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p><u>第2項 迅速な現状復旧</u></p> <p><u>県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方</u></p>	<p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>公共団体に対する支援を行う。</u></p> <p><u>国（国土交通省）は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</u></p> <p><u>国（国土交通省）は、県道又は町道について、県又は町から要請があり、かつ県等又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</u></p> <p><u>県は、町が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、当該町から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範</u></p>		

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第5章

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>圏内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事等から要請があり、かつ県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあつては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国は、町長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、かつ当該町の工事の実施</u></p>		

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第5章

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該町長に代わって工事をを行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は町長から要請があり、かつ当該県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国（林野庁）は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該県の知事から要請があり、かつ当該県の工事の実施体制等を勘案して、当該県に代わって行</u></p>		

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第5章

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>うことが適当と認められるときは、当該県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。</u></p> <p>第3項（略）                      第4項 人的資源等の確保                      災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。  <u>県は、県及び町の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案等を支援するため、必要に応じて県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地に派遣する。</u></p>	<p>第2項（略）                      第3項 人的資源等の確保                      災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。  <u>（追加）</u></p>	
<p>p 3 6 3                      第5節                      1 計画の方針</p>	<p>1 計画の方針                      被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援</p>	<p>1 計画の方針                      被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）  
 一般対策編 第5章

変更箇所	新	旧	備考
	<p>を講ずる。  <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p>	<p>を講ずる。  <u>(追加)</u></p>	

一般対策編

別紙

# 新旧対照表



p 1 4

## 第1章 第5節

## 2 社会的条件 (4) 交通

## 都市計画道路の整備状況の表

新

## 都市計画道路の整備状況

(令和6年4月現在)

御嵩町	路線数	計画決定延長	概成済延長	改良済延長	進捗率 (%)	
		A (m)	B (m)	C (m)	C/A	(B+C)/A
	12	25,810	13,170	7,330	28.4	79.4

旧

都市計画道路の整備状況

(令和4年4月現在)

御嵩町	路線数	計画決定延長	概成済延長	改良済延長	進捗率 (%)	
		A (m)	B (m)	C (m)	C/A	(B+C)/A
	13	26,760	14,120	7,330	27.4	80.2

p 3 8  
第 2 章 第 3 節 第 1 項  
別表

新

# 旧

## 地すべり危険箇所

区域の名称	区域の所在地	人家戸数	地すべり防止区域の指定
愚溪	可児郡御嵩町中	97	●
謡坂	謡坂	17	

## 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成18年12月1日現在)

番号	箇所名	位置	急傾斜地崩壊危険箇所 の延長	傾斜度	高さ	保全人家戸数 ( )内公共建物	備考
			m	度	m		
1	西屋敷	中切	300	35	20	9	○
2	願泉寺洞	中切	200	35	30	9	
3	上北切	中切	260	35	20	8	○
4	観音寺洞	次月	250	45	20	11(1)	
5	長岡裏	御嵩	350	40	20	18	○
6	栢森	御嵩	300	35	25	13(1)	
7	西向田	西洞	200	35	20	7(1)	
8	大王寺	古屋敷	335	32	20	10	○
9	会所	古屋敷	290	35	25	9	○
10	階子田	比衣	380	35	20	9	○
11	中切	中切	180	60	60	5	
12	森	井尻	320	45	50	18	
13	送木	御嵩	280	65	35	8(1)	
14	川南	川南	110	60	40	(1)	
15	南山台	御嵩	330	45	70	26(1)	
16	谷	上之郷	110	60	50	6	
17	小原	小原	1250	70	70	5	
18	羽根山	宿	190	60	55	5	○
19	長岡	御嵩	400	35	20	25(1)	○
20	小和沢	小和沢	65	40	50	1	



21	大久後	大久後	105	60	50	1	
22	大久後 2	大久後	310	75	90	2	
23	比衣	比衣	60	50	30	1	
24	谷 3	上之郷	210	75	80	4	
25	大久後 3	大久後	80	40	30	1	
26	綱木	上之郷	120	70	30	3	
27	谷 4	上之郷	70	60	40	1	
28	谷 2	上之郷	90	70	50	1	
29	川南 4	中切	120	75	40	1	
30	川南 2	中切	170	55	40	3	
31	送木 2	御嵩	50	50	30	2	
32	古屋敷南	古屋敷	80	60	40	1	
33	西洞	西洞	75	70	40	1	
34	小原 6	小原	75	70	30	2	
35	平芝	美佐野	130	50	40	1	
36	小原 2	小原	70	60	40	1	
37	井尻	井尻	140	70	25	3	
38	北切	中切	70	60	30	1	
39	津橋	津橋	30	80	10	1	
40	小原 3	小原	30	75	10	1	
41	小原 4	小原	40	60	20	2	
42	小原 5	小原	35	70	10	2	
43	川南 3	中切	150	55	40	1	
44	大庭台 1	大庭台	100	32	18	4	
45	送木 4号	送木	125	30	30	4	
46	小原 7	小原	430	30	76	4	

(注) ○印は、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所を表す。

### 土石流危険溪流

(平成18年12月1日現在)

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象	
					人家戸数	公共施設等
1	木曾川	可児川	鳥帽子岩	次月	0	1
2	木曾川	可児川	真名ヶ洞	次月	1	1
3	木曾川	可児川	次月正ヶ洞	次月	0	1
4	木曾川	可児川	次月正ヶ洞	次月	1	1
5	木曾川	可児川	次月正ヶ洞	次月	1	1
6	木曾川	可児川	南触五山	上之郷	0	1



7	木曾川	可児川	正願寺洞	中切	11	0
8	木曾川	可児川	正願寺洞	中切	3	1
9	木曾川	可児川	正願寺洞	中切	2 (2)	2
10	木曾川	可児川	願泉寺洞	中切	5	0
11	木曾川	可児川	送木	送木	5	0
12	木曾川	切木川	綱木	上之郷	0	1
13	木曾川	切木川	林垣外	樋ヶ洞	5	0
14	木曾川	可児川	長岡	長岡	6	1
15	木曾川	可児川	北山	長岡	10 (1)	0
16	木曾川	可児川	長岡	長岡	6 (1)	0
17	木曾川	可児川	平芝山奥谷	平芝	0	1
18	木曾川	可児川	平芝山	平芝	5	0
19	木曾川	可児川	板良洞	板良	23	0
20	木曾川	可児川	北山	御嵩	22	0
21	木曾川	可児川	禪堂平	北屋敷	(0)	0
22	木曾川	真名田川	大洞	長瀬	8	1
23	木曾川	木曾川	山田	伏見	6	0
24	木曾川	木曾川	水落	大久後	2	0
25	木曾川	木曾川	地蔵根	大久後	1	0
26	木曾川	可児川	押山	次月	1	0
27	木曾川	可児川	正ヶ洞	美佐野	3	0
28	木曾川	可児川	不動洞川	美佐野	2	0
29	木曾川	津橋川	東川尻	津橋	2	0
30	木曾川	可児川	番上洞	送木	2	0
31	木曾川	可児川	日面下	小原	1	0
32	木曾川	可児川	ヲシヤ洞	小原	3	0
33	木曾川	切木川	綱木東谷	上之郷	1	0
34	木曾川	可児川	大西	谷	3	0
35	木曾川	可児川	長岡裏	長岡	4	0
36	木曾川	可児川	禪堂平	北屋敷	3 (2)	0
37	木曾川	可児川	禪堂平	北屋敷	1	0
38	木曾川	可児川	真名田川東下谷	大庭台	4	0
39	木曾川	可児川	真名田川東上谷	大庭台	4	0
40	木曾川	可児川	菖蒲東谷	大庭台	2	0
41	木曾川	可児川	東洞	古屋敷	2	0
42	木曾川	可児川	二本木	古屋敷	4	0
43	木曾川	可児川	南山	尼ヶ池	1	0
44	木曾川	可児川	大洞	洞	2	0

p 4 8

第 2 章 第 3 節 第 2 項 農地・林地・土地災害防災計画

2 農地防災計画 (2) 別表 2

新

旧

## 農業用ため池状況

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地(代表地番)	所有者の名称(堤)	堤高 (m)	天端幅 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	防災重点 ため池	特定農業 用ため池
次月ため池	御嵩町次月烏帽子岩3421	自然人	7.20	2.00	45.00	12,000	○	○
田之頭ため池	御嵩町津橋田之頭3887	官有地	6.60	3.40	30.60	1,800	○	
前沢ダム	御嵩町前沢東山8078-3	官有地	38.00	8.00	171.00	2,025,000	○	
前沢ため池	御嵩町前沢東山8076	官有地	10.60	4.20	63.50	46,000	○	
順田ため池	御嵩町小原順田5603	官有地	2.30	3.60	56.70	8,900	○	
菅之洞ため池	御嵩町謡坂菅之洞4910	官有地	8.20	3.45	20.00	3,300	○	
池之田ため池	御嵩町謡坂字池之田4959の2	自然人	5.60	2.80	56.00	1,200	○	○
大西池	御嵩町上之郷大西6934	官有地	7.10	2.00	30.00	920	○	
西之洞畑池	御嵩町小原西之洞畑6294-1	御嵩町	4.10	1.00	32.00	1,400	○	
井尻ため池	御嵩町上之郷赤尾6704	御嵩町	13.40	4.00	61.84	26,200	○	
赤坂池	御嵩町井尻赤坂520-2	御嵩町	8.10	2.00	25.00	520	○	
岩仙寺池	御嵩町中切岩仙寺洞1288-7	御嵩町	2.70	1.60	38.00	750	○	
正願寺ため池	御嵩町中切正願寺洞1219	自然人	7.70	3.00	56.90	2,400	○	○
横枕ため池	御嵩町美佐野横枕3026	御嵩町	5.40	3.40	58.70	3,700	○	
正ヶ洞	御嵩町美佐野生ヶ洞口3184	官有地	2.00	1.00	29.00	920	○	
多伊羅ため池	御嵩町美佐野多伊羅2511-35	法人	6.80	2.00	100.00	7,500	○	○
大洞山ため池	御嵩町宿大洞山2425	法人	16.50	2.00	84.00	72,550	○	○
大洞防災ダム	御嵩町中切宇天王洞1714	官有地	16.80	2.00	88.60	43,050	○	
和智洞池	御嵩町井尻和智洞206	官有地	3.20	1.40	38.00	500	○	
板良炭焼ため池	御嵩町御嵩北山2874	官有地	6.20	2.60	30.50	8,200	○	
谷山防災ため池	御嵩町御嵩谷山1065	建設省	20.60	1.85	58.70	267,700	○	
東米山ため池	御嵩町御嵩東米山2674	官有地	7.00	3.00	43.00	9,620	○	
西米山池	御嵩町御嵩西米山2667	官有地	2.30	1.80	29.00	3,000	○	
平芝池	御嵩町御嵩平芝2155	官有地	4.80	1.60	65.00	5,750	○	
永林寺池	御嵩町御嵩平芝2014	国	1.70	3.00	106.50	750	○	
秋葉ため池	御嵩町中南山2777-2	御嵩町	8.90	3.80	75.00	15,000	○	
南山ため池	御嵩町中南山2773	御嵩町	6.60	3.30	105.40	13,000	○	
東洞ため池	御嵩町古屋敷東洞71	官有地	7.15	3.50	17.00	30,000	○	
会所洞池	御嵩町古屋敷会所450	御嵩町	2.50	3.10	96.70	1,000	○	
栢ノ木池	御嵩町古屋敷栢之木651	官有地	3.50	2.00	36.00	630	○	
西門前ため池	御嵩町西門前2641	官有地	6.20	3.40	52.00	2,000	○	
真名田防災ため池	御嵩町中真名田洞1710	建設省	17.00	4.00	98.20	284,600	○	
眞蒲ため池	御嵩町中真名田洞1651	官有地	4.10	3.40	124.00	11,200	○	
願浮ため池	御嵩町中北山中2750-2	御嵩町	11.60	4.10	36.50	7,200	○	
長瀬洞ため池	御嵩町中長瀬洞1456	御嵩町	9.15	3.90	38.00	1,100	○	
大洞池	御嵩町中大洞1439	官有地	2.70	1.60	24.00	300	○	
撫尾ため池	御嵩町中宇撫尾2746-2	御嵩町	11.30	3.80	94.00	17,500	○	
撫尾新ため池	御嵩町中撫尾2747-3	官有地	11.90	4.40	37.30	6,000	○	
御手洗池	御嵩町御嵩町顔戸洞1135	官有地	4.60	2.00	84.00	1,100	○	
登立池	御嵩町顔戸登立1174	国	6.10	2.50	33.00	700	○	
味噌洞池	御嵩町比衣坂本116	国	3.10	2.00	64.00	670	○	
椶ノ木ため池	御嵩町比衣坂本166	御嵩町	5.50	3.00	116.00	7,000	○	
打越ため池	御嵩町比衣打越1207	御嵩町	5.00	3.30	38.80	2,500	○	
大洞ため池	御嵩町比衣大洞1097-9	御嵩町	8.80	1.50	124.00	14,000	○	
比衣防災ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1061	建設省・内務省	11.60	4.20	99.00	77,000	○	
比衣第2ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1055-1	御嵩町	4.00	3.50	77.00	2,500	○	
堤上ため池	御嵩町伏見堤上1660-1	御嵩町	9.90	3.50	15.00	5,200	○	
鞍骨ため池	御嵩町伏見鞍骨1681-1	御嵩町	7.50	3.00	22.00	3,000	○	
山田ため池	御嵩町伏見笹尾1582-1	御嵩町	7.40	3.00	90.00	16,000	○	
余内ため池	御嵩町伏見信盤1846	御嵩町	4.70	3.20	110.00	9,500	○	
赤羽根ため池	御嵩町大久後字赤羽根7976-2	自然人	4.00	2.00	28.00	8,000	○	○
西門前第2池	御嵩町西門前2642	国	4.10	2.20	30.00	120	○	
禪堂平ため池	御嵩町中禪堂平2638-4	国	2.20	2.20	27.90	1,000		

※防災重点農業用ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき岐阜県が指定したもの。

※特定農業用ため池とは、農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき岐阜県が指定したもの。

老朽 ため池状況

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地(代表地番)	所有者の名称(堤)	堤高(m)	天端幅(m)	堤長(m)	総貯水量(m3)	防災重点ため池	特定農業用ため池
次月ため池	御嵩町次月烏帽子岩3421	自然人	7.20	2.00	45.00	12,000	○	○
田之頭ため池	御嵩町津橋田之頭3887	官有地	6.60	3.40	30.60	1,800	○	
前沢ダム	御嵩町前沢東山8078-3	官有地	38.00	8.00	171.00	2,025,000	○	
前沢ため池	御嵩町前沢東山8076	官有地	10.60	4.20	63.50	46,000	○	
雁田ため池	御嵩町小原雁田5603	官有地	2.30	3.60	56.70	8,900	○	
菅之洞ため池	御嵩町福坂菅之洞4910	官有地	8.20	3.45	20.00	3,300	○	
池之田ため池	御嵩町福坂字池之田4959の2	自然人	5.60	2.80	56.00	1,200	○	○
大西池	御嵩町上之郷大西6934	官有地	7.10	2.00	30.00	920	○	
西之洞畑池	御嵩町小原西之洞畑6294-1	御嵩町	4.10	1.00	32.00	1,400	○	
井尻ため池	御嵩町上之郷寺尾6704	御嵩町	13.40	4.00	61.84	26,200	○	
赤坂池	御嵩町井尻赤坂520-2	御嵩町	8.10	2.00	25.00	520	○	
岩仙寺池	御嵩町中切岩仙寺洞1288-7	御嵩町	2.70	1.60	38.00	750	○	
正願寺ため池	御嵩町中切正願寺洞1219	自然人	7.70	3.00	56.90	2,400	○	○
横枕ため池	御嵩町美佐野横枕3026	御嵩町	5.40	3.40	58.70	3,700	○	
正ヶ洞	御嵩町美佐野生ヶ洞口3184	官有地	2.00	1.00	29.00	920	○	
多伊羅ため池	御嵩町美佐野多伊羅2511-35	法人	6.80	2.00	100.00	7,500	○	○
大洞山ため池	御嵩町宿大洞山2425	法人	16.50	2.00	84.00	72,550	○	○
大洞防災ダム	御嵩町中切字天王洞1714	官有地	16.80	2.00	88.60	43,050	○	
和智洞池	御嵩町井尻和智洞206	官有地	3.20	1.40	38.00	500	○	
板良炭焼ため池	御嵩町御嵩北山2874	官有地	6.20	2.60	30.50	8,200	○	
谷山防災ため池	御嵩町御嵩谷山1065	建設省	20.60	1.85	58.70	267,700	○	
東米山ため池	御嵩町御嵩東米山2674	官有地	7.00	3.00	43.00	9,620	○	
西米山池	御嵩町御嵩西米山2667	官有地	2.30	1.80	29.00	3,000	○	
平芝池	御嵩町御嵩平芝2155	官有地	4.80	1.60	65.00	5,750	○	
永林寺池	御嵩町御嵩平芝2014	国	1.70	3.00	106.50	750	○	
秋葉ため池	御嵩町中南山2777-2	御嵩町	8.90	3.80	75.00	15,000	○	
南山ため池	御嵩町中南山2773	御嵩町	6.60	3.30	105.40	13,000	○	
東洞ため池	御嵩町古屋敷東洞71	官有地	7.15	3.50	17.00	30,000	○	
会所洞池	御嵩町古屋敷会所450	御嵩町	2.50	3.10	96.70	1,000	○	
栢ノ木池	御嵩町古屋敷栢之木651	官有地	3.50	2.00	36.00	630	○	
西門前ため池	御嵩町西門前2641	官有地	6.20	3.40	52.00	2,000	○	
真名田防災ため池	御嵩町中真名田洞1710	建設省	17.00	4.00	98.20	284,600	○	
眞蒲ため池	御嵩町中真名田洞1651	官有地	4.10	3.40	124.00	11,200	○	
願浮ため池	御嵩町中北山中2750-2	御嵩町	11.60	4.10	36.50	7,200	○	
長瀬洞ため池	御嵩町中長瀬洞1456	御嵩町	9.15	3.90	38.00	1,100	○	
大洞池	御嵩町中大洞1439	官有地	2.70	1.60	24.00	300	○	
撫尾ため池	御嵩町中宇撫尾2746-2	御嵩町	11.30	3.80	94.00	17,500	○	
撫尾新ため池	御嵩町中撫尾2747-3	官有地	11.90	4.40	37.30	6,000	○	
御手洗池	御嵩町御嵩町顔戸洞1135	官有地	4.60	2.00	84.00	1,100	○	
登立池	御嵩町顔戸登立1174	国	6.10	2.50	33.00	700	○	
味噌洞池	御嵩町比衣坂本116	国	3.10	2.00	64.00	670	○	
長ノ木ため池	御嵩町比衣坂本166	御嵩町	5.50	3.00	116.00	7,000	○	
打越ため池	御嵩町比衣打越1207	御嵩町	5.00	3.30	38.80	2,500	○	
大洞ため池	御嵩町比衣大洞1097-9	御嵩町	8.80	1.50	124.00	14,000	○	
比衣防災ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1061	建設省・内務省	11.60	4.20	99.00	77,000	○	
比衣第2ため池	御嵩町比衣杉ヶ洞1055-1	御嵩町	4.00	3.50	77.00	2,500	○	
堤上ため池	御嵩町伏見堤上1660-1	御嵩町	9.90	3.50	15.00	5,200	○	
鞍骨ため池	御嵩町伏見鞍骨1681-1	御嵩町	7.50	3.00	22.00	3,000	○	
山田ため池	御嵩町伏見笹尾1582-1	御嵩町	7.40	3.00	90.00	16,000	○	
余内ため池	御嵩町伏見信盤1846	御嵩町	4.70	3.20	110.00	9,500	○	
赤羽根ため池	御嵩町大久後字赤羽根7976-2	自然人	4.00	2.00	28.00	8,000	○	○
西門前第2池	御嵩町西門前2642	国	4.10	2.20	30.00	120	○	
禪堂平ため池	御嵩町中禪堂平2638-4	国	2.20	2.20	27.90	1,000		

※防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき岐阜県が指定したもの。

※特定農業用ため池とは、農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき岐阜県が指定したもの。

p 6 4

## 第2章 第5節 第4項 漏水等予防計画

## 5 給水資機材の確保等

新

令和6年4月1日現在

種別	資機材名	規格・規模	数量	単位	備蓄場所	備考
車両	トラック	1.25t、軽トラ、軽ワゴン	3	台	本庁舎 車庫	
給水容器	車載式 給水タンク	1,000 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS
給水容器	加圧ポンプ付 給水タンク	500 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	FRP
給水容器	給水タンク	20 リットル	177	個	長谷P場内 資材倉庫	ポリ容器
機材	発電機 (可搬式)	単相 100V/200V 5.5kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	発電機 (可搬式)	単相 100V 1.6kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	280ℓ/分・3.3m 100V	4	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	190ℓ/分・2.6m 100V	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	投光器	100V 500W	3	台	長谷P場内 資材倉庫	
給水栓	仮設給水栓	Φ13	9	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS 各4口
給水容器	組立式 給水タンク	1,000 リットル	1	基	長谷P場内 資材倉庫	

旧

令和4年4月1日現在

種別	資機材名	規格・規模	数量	単位	備蓄場所	備考
車両	トラック	1t、軽トラ、軽ワゴン	3	台	本庁舎 車庫	
給水容器	車載式 給水タンク	1,000 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS
給水容器	加圧ポンプ付 給水タンク	500 リットル	3	基	長谷P場内 資材倉庫	FRP
給水容器	給水タンク	20 リットル	177	個	長谷P場内 資材倉庫	ポリ容器
機材	発電機（可搬式）	単相 100V/200V 5.5kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	発電機（可搬式）	単相 100V 1.6kVA	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	280ℓ/分・3.3m 100V	4	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	給水用 水中ポンプ	190ℓ/分・2.6m 100V	2	台	長谷P場内 資材倉庫	
機材	投光器	100V 500W	3	台	長谷P場内 資材倉庫	
給水栓	仮設給水栓	Φ13	9	基	長谷P場内 資材倉庫	SUS 各4口
給水容器	組立式 給水タンク	1,000 リットル	1	基	長谷P場内 資材倉庫	

p 8 4

## 第2章 第8節

## 7 防災資機材の確保

## (1) 防災資機材の充実強化

## イ 町における備蓄資器材の現況

## 新

## 御嵩町防災資機材・備蓄品状況

(令和6年4月現在)

	資 機 材 名	本 庁	長 岡	伏 見	中	御 嵩	上之郷	防災コミュニ ティセンター	B&G 海洋 センター	計
54	アルファ米	335	2250	400	400	350	400			4135
62	台車 (イージーキャリ ー)		4	—						4
116	段ボールベッド	1		39	39	39	39		36	193
128	Eco Flow ポータブル 電源 EFDELTA 蓄電 池	1		1	1	1	1			5
129	LIFE STOCK エナジ ータイプ グレープ		400							400

# 旧

## 御嵩町防災資機材・備蓄品状況

(令和4年4月現在)

	資 機 材 名	本 庁	長 岡	伏 見	中	御 嵩	上之郷	防災コミュニ ティセンター	B&G 海洋 センター	計
54	アルファ米	<u>327</u>	—	400	400	350	400			<u>1877</u>
62	台車 (イージーキャリ ー)		—	<u>4</u>						4
116	段ボールベッド	1		<u>29</u>	<u>29</u>	<u>28</u>	<u>29</u>		<u>33</u>	<u>149</u>
—	(追加)	—		—	—	—	—			—
—	(追加)		—							—

p 1 3 7

第3章 第1節 第1項

2 体制等

新

警 戒 体 制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴風雪警報が発表されたとき。</li> <li>2 その他町長がこの体制を命じたとき。</li> </ol>	総務部 建設部 民生部 教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の増員を図り各種情報の収集及び連絡活動を行う。</li> <li>2 災害警戒本部が設置される。</li> <li>3 <u>必要に応じ災害対策本部設置</u></li> </ol>
------------------	---	--------------------------	--

# 旧

警 戒 体 制	1 暴風雪警報が発表されたとき。 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	総 建 民 教	務 設 生 育	部 部 部 部	1 職員の増員を図り各種情報の収集及び連絡活動を行う。 2 災害警戒本部が設置される。 _____
------------------	---	------------------	------------------	------------------	---

p 1 7 8

## 第3章 第4節 第1項 警報・注意報・情報等の計画

## 2 気象警報等の種別 (1) 気象警報等の種類

## 新

特別 警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

# 旧

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	127
	洪水		流域雨量指数基準	木曾川流域=86.2, 可児川流域=6
			複合基準※1	二
			指定河川洪水予報による基準	二
				高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	82
				避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である

	洪水		流域雨量指数基準	木曾川流域=60.4, 可児川流域=4.8
注意報	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
	風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		
	大雪	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		
	雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。		
	乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。		
	低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。		

			複合基準※1	二	
	洪水		指定河川洪水予報 による基準	二	
				避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である	
		強風		平均風速	12m/s
		風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
		大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
		波浪		有義波高	

p 1 8 2

第3章 第4節 第1項 警報・注意報・情報等の計画

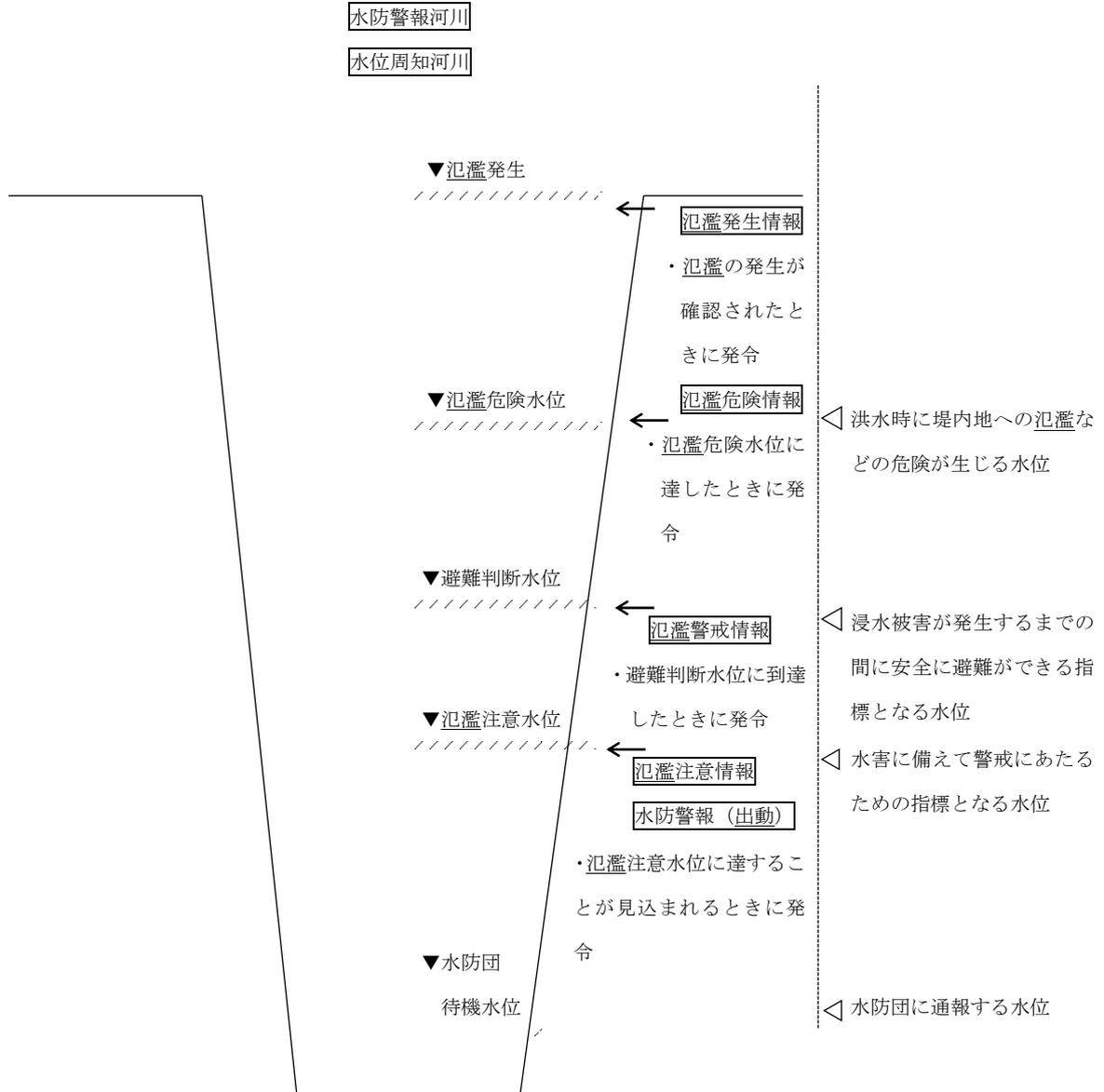
7 指定河川洪水予報等

<水防警報、洪水予報等の発表と水位の関係>

新

旧

〈水防警報、洪水予報等の発表と水位の関係〉



※1 洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川において洪水のおそれがあると認められるときに、気象庁長官と共同して、その状況を雨量・水位又は流量を示して直ちに水防管理者等に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知すること。

※2 避難判断水位

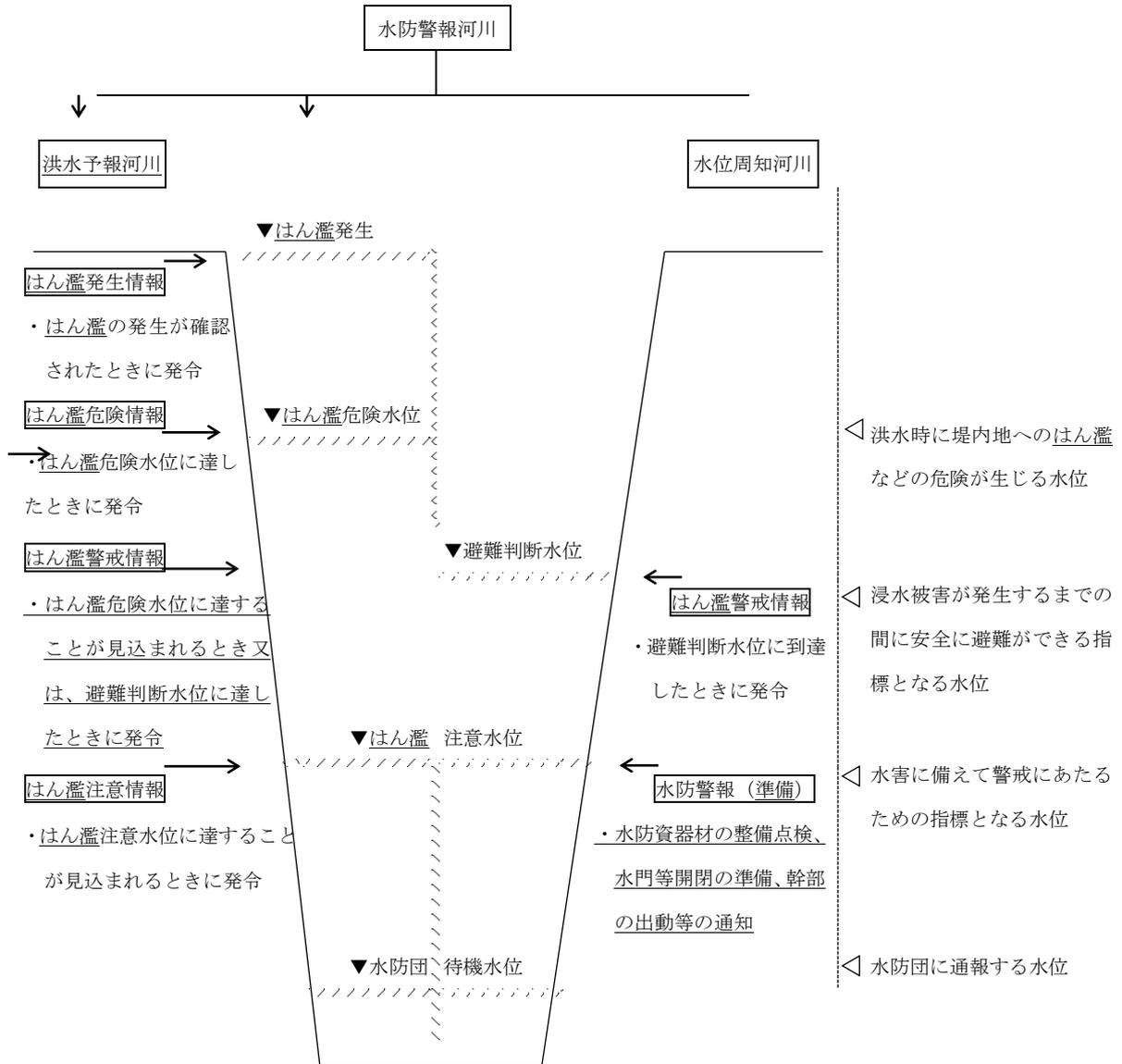
氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

河川の水位がこれに達した場合には、その状況を水防管理者等に通知するとともに、一般に周知ししなければならない。

※3 水位周知河川

平成 17 年度から可児川が水位周知河川に指定されている。\_\_\_\_\_

〈水防警報、洪水予報等の発表と水位の関係〉



※1 洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川において洪水のおそれがあると認められるときに、気象庁長官と協同して、その状況を雨量・水位又は流量を示して直ちに水防管理者等に通知すると共に報道機関の協力を求めて一般に周知すること。

※2 避難判断水位

はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

河川の水位がこれに達した場合には、その状況を水防管理者等に通知するとともに、一般に周知させなければならない。

※3 水位周知河川と洪水予報河川

平成 17 年度から可児川が水位周知河川に指定されている。洪水予報河川については、本町に関わる河川では指定されている河川はない。

p 1 8 3

## 第3章 第4節 第1項 警報・注意報・情報等の計画

## 3 警報等の伝達

## (1) 伝達系統

新

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報(浸水害) ・危険度分布(災害切迫)	・大雨特別警報(土砂災害) ・危険度分布(災害切迫)
レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 (危険_____)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の 危険度分布(危険_____)
レベル3 (赤)	高齢者等避難	班来警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の 危険度分布(警戒)
レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布 (注意)	大雨警報(土砂災害)の 危険度分布(注意)
レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

旧

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	__大雨特別警報(浸水害)	__大雨特別警報(土砂災害)
レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の 危険度分布(非常に危険)
レベル3 (赤)	高齢者等避難	班来警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の 危険度分布(警戒)
レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布 (注意)	大雨警報(土砂災害)の 危険度分布(注意)
レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

p 2 9 1

## 第3章 第6節 第16項 防疫計画

## 6 防疫の種別及び方法の表

新

作 業 区 分	県 機 関	実 施 内 容 (町 機 関)	備 考
ねずみ族昆虫等の駆除	ねずみ族昆虫等の駆除指定 (県本部感染症対策推進班) ねずみ族昆虫等駆除の指導 (県支部保健班)	ねずみ族、昆虫駆除等の実施 ( 福 祉 班 )	
生活用水の供給	生活用水供給の指示 (県本部薬務水道班) 生活用水供給の指導 (県支部保健班)	生活用水の供給 ( 上 下 水 道 班 )	
患者等に対する措置		収 容 、 診 療 ( 福 祉 班 )	感染症患者又は無症 状病原体保有者の隔 離収容
患者等に対する医療及び看護	医 療 看 護 の 応 援 ( 県 支 部 保 健 班 ) 県支部不能時の応援 ( 県 本 部 医 療 整 備 班 )	医 療 、 看 護 ( 福 祉 班 )	感染症患者又は無症 状病原体保有者の医 療及び看護
指定避難所の防疫指導等	指定避難所の防疫の指導 ( 県 支 部 保 健 班 ) (県本部感染症対策推進班)	指 定 避 難 所 の 防 疫 ( 福 祉 班 )	衛生に関する自治組 織の設置

# 旧

作 業 区 分	県 機 関	実 施 内 容 (町 機 関)	備 考
ねずみ族昆虫等の駆除	ねずみ族昆虫等の駆除指定 (県本部保健医療班) ねずみ族昆虫等駆除の指導 (県支部保健班)	ねずみ族、昆虫駆除等の実施 ( 福 祉 班 )	
生活用水の供給	生活用水供給の指示 (県本部保健医療班) 生活用水供給の指導 (県支部保健班)	生活用水の供給 ( 上 下 水 道 班 )	
患者等に対する措置		収 容 、 診 療 ( 福 祉 班 )	感染症患者又は無症 状病原体保有者の隔 離収容
患者等に対する医療及び看護	医療看護の応援 ( 県 支 部 保 健 班 ) 県支部不能時の応援 ( 県 本 部 保 健 医 療 班 )	医 療 、 看 護 ( 福 祉 班 )	感染症患者又は無症 状病原体保有者の医 療及び看護
指定避難所の防疫指導等	指定避難所の防疫の指導 ( 県 支 部 保 健 班 ) ( 県 本 部 保 健 医 療 班 )	指 定 避 難 所 の 防 疫 ( 福 祉 班 )	衛生に関する自治組 織の設置

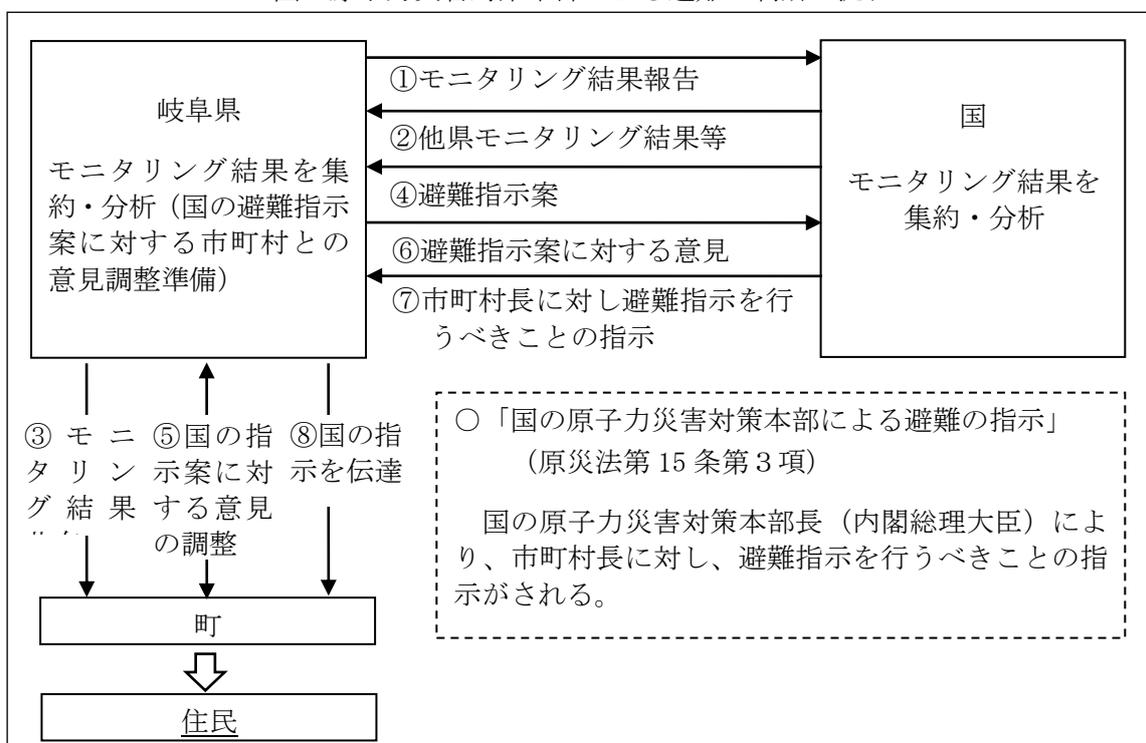
p 3 4 6

第4章 第4節 第4項 災害応急対策

3 屋内退避、避難等の防護活動の図

新

国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ



# 旧

国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ

